議案第１０３号

大牟田市危険物の規制等に関する手数料条例の一部を改正する条例の制定について

大牟田市危険物の規制等に関する手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 ６ 年 ２ 月２２日提出

大牟田市長　　関　　好　孝

大牟田市危険物の規制等に関する手数料条例の一部を改正する条例

大牟田市危険物の規制等に関する手数料条例（平成１２年条例第３９号）の一部を次のように改正する。

別表第１の３の項第５号中「１，１８０，０００円」を「１，４５０，０００円」に、「１，４１０，０００円」を「１，７２０，０００円」に、「１，５９０，０００円」を「１，９２０，０００円」に、「１，９５０，０００円」を「２，３６０，０００円」に、「２，２７０，０００円」を「２，７４０，０００円」に、「４，５５０，０００円」を「５，６４０，０００円」に、「５，８２０，０００円」を「７，２４０，０００円」に、「７，０７０，０００円」を「８，７９０，０００円」に改める。

付　則

１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。

２　改正後の大牟田市危険物の規制等に関する手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料から適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、危険物の貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査の手数料の額を改定するに当たり、条例の一部改正を行うもので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求める。